

## 静岡地方裁判所委員会（第48回）議事概要

### 第1 日時

令和4年12月9日（金）午後3時00分から午後5時00分まで

### 第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

大石小夜子、小俣圭司、菊池絵理、小林充、小松一徳、近藤真、洞江秀、永井学、牧野百里子、村田斉志（五十音順、敬称略）

（説明者）

静岡地方裁判所刑事部総括裁判官、同刑事首席書記官、同刑事訟廷裁判員係長

（事務局）

静岡地方裁判所民事首席書記官、同事務局長、同総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務係長

### 第4 議題

成年年齢引き下げに伴う裁判員制度の広報、審理の在り方や留意点について

### 第5 議事

#### 1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

#### 2 新任委員からの自己紹介

#### 3 委員長を選任

互選により、近藤委員が委員長に選任された。

#### 4 議題についての説明及び意見交換

##### (1) 説明者からの概要説明等

(ア)裁判員裁判について概要説明が行われた。

(イ)裁判員選任手続についてデモンストレーションが行われた。

(ウ)公判や評議において、裁判員に対して求めていることが説明された。

## (2) 質疑応答及び意見交換

(○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者等)

○ 2つお伺いしたい。1つめは、出前講義において模擬裁判を体験してもらおうということは大変良いことだと思うが、18、19歳の若年層の裁判員裁判に対する不安のトップは「間違った判断を下すかもしれない」ということであるとすれば、主な不安は評議にあると思われるから、評議にスポットを当てた、いわゆるワークショップ形式の体験をさせることはしているのか。2つめは、若年層が情報を収集する手段は圧倒的にスマートフォンが占めていることから、ホームページでの広報は、パソコン閲覧ではなくスマートフォンで閲覧がされることを前提にデザインした方が良いと思われること、プッシュ式広告を採用し、自然に興味のある情報が表示されるような形式にすることも有用だと思われるが、そういったことを取り入れることは検討されているのか。

△ 1つめの評議部分のワークショップ形式の体験は、静岡ではまだ実現していないが、とても意義のあることなので、今後取り入れていく可能性は十分にある。

● 2つめの広報に関し、ヤフーのニュースページに裁判員裁判のバナーを仕掛け、裁判員裁判のサイトにアクセスしていただくということは最近始めたところである。また、必ずしもプッシュ型にまでは至っていないが、裁判員候補者名簿に登載された方に対する郵便物の中に、裁判員制度に関するサイトのQRコードが記載されたカードを同封し、それをスマートフォンで読み取ると、YouTubeの裁判員制度に関する動画サイトにアクセスしていただけるような工夫も始めたところである。これはあくまで関心を持っていただいた方に対しての広報なので、もう一押し何ができるかというところで、先ほど御指摘いただいたプッシュ式広告も含めて、今後検討していきたいと思う。

○ 今日の説明を聞いて、裁判所は広報を頑張っているという印象を受けた。以前裁判員裁判に関わった時、裁判員の補充尋問の際に非常に鋭い質問を受け、感激したことを覚えている。裁判員裁判はそういった方々の御協力で成り立っていると感じている。

そうした中で、若年層の方々にいかに裁判員制度を知っていただくかという事は非常に重要なことである。おそらく、身近に裁判員制度にアクセスできるような環境が整っていたとしても、若者に興味を持ってアクセスしていただけるかどうかはまた別で、非常にハードルが高い問題である。最初にその興味の種をまくところは、やはり学校の教育カリキュラムで、学校単位で模擬裁判に参加するなどして裁判に興味を持っていただくのが第1歩だと思う。先ほど、学校単位の参加がもっと増えたら良いという発言があったが、待ちの姿勢ではなく、教育委員会を通じて、上から各学校に働きかけてもらうのが効果的だと考えている。そして、学校に参加してもらい、裁判所が、裁判は興味深いと思ってもらえるような模擬裁判等の広報をしていくことが大事だと思う。

- 高校への出前講義は、我々も労働法の関係で以前から行っている。もちろん教育委員会にも働きかけるが、毎年全高校に案内文を出している。裁判員制度に関しても、裁判所から全学校へ案内ができるシステムを作るといいのではないかと思う。

話は変わるが、裁判所のメンタルヘルスサポートの件で、今の若い方々は非常に傷つきやすいので、そういったシステムは充実させた方が良いと思う。私は里親をやっていることもあり、心に傷を負っている若者は、裁判員裁判に参加することでフラッシュバックを起こしてしまう可能性がある。そこで懸念している。県の子供未来課、児童相談所などに、里子で児童福祉法を終わった子供たちが裁判員に選任されたときにどのように我々がサポートできるか、みんなで考えようという問題を投げかけている。裁判所においても、若者のサポートは手厚くしていただきたいという希望を持っている。

- 学校へのご案内の送付に関しては、検察庁は、県内の全小学校、全中学校、全高校に対し、4月に送付している。学校単位でも、クラス単位でも、PTA単位でも参加可能で、パワーポイントでこんな感じで説明しますという参考資料も添付してお知らせをしている。月5回程度のニーズはあるという実感がある。

- 選挙の投票と違い、裁判員裁判は相当のプレッシャーがある。18、19歳の若年層ならなおさらそうだと思う。先ほどからの説明をお聴きして、裁判員に対する細かい配慮がなされていると感じた。選挙の説明に関しては高校の教育カリキュラムで既に行っていることと思うが、裁判員裁判の説明についても授業で行うのが一番効率的であると考えている。

なお、マスコミは、裁判所で行われている広報についてあまり知らない。マスコミ各社に対しても広報していただければ、可能であればぜひ取材し、皆さんに広く周知させていただきたいと思っている。もっとマスコミを活用してほしい。

- 広報においては、不安を取り除くアプローチに加えて、やってみたいと思わせるアプローチが必要だと思う。今の大学生は、昔と比べて社会貢献活動に対するフットワークが非常に軽くなっている方が多いと思われる。裁判員裁判に参加する機会は少ないと思われるが、もしその機会が巡ってきたときに、自分が参加することがこの世の中をどのようにより良く変えていくことにつながるのかという視点でのアピールを何らかの形でできると、若者に対する有効なアプローチになるのではないかと考えている。

- 裁判員経験者の方に対するアンケートでは、97パーセントの方に「経験して良かった」という感想をいただいているが、これはもっと世間に広く知らせていかなければならないと考えている。従前から、裁判員経験者の有志の方に意見交換をしていただく機会を設けており、ここ2年ほどは実施できていないが、今後も意見交換会は実施していきたいと考えている。この意見交換会は、法曹三者の方に参加していただいて、裁判員経験者の貴重な御意見をお伺いし、今後の裁判員裁判の運営の参考にさせていただくという趣旨ももちろんあるが、マスコミの方にも参加していただき、質問なども受け、裁判員を経験してこういうことが良かったという意見をぜひ報道していただきたいと思っている。コロナ禍の状況でなかなか難しいところではあるが、実現させたいと考えている。

- 現在、若者にも社会に対する役割発揮が求められている。裁判は一般的にはなじみがなく、18、19歳の若者にとってはなおさらそうである。

そこで、若者が役割発揮に関してどのように考えていて、実際裁判員を経験してみてどのように感じたのかという生の声を広報に活かしていけたらいいのではないかと思う。

○ 裁判員の守秘義務に関しても不安要素だと思われるが、裁判所は、守秘義務について、どこまでどのように説明しているのか、お伺いしたい。

△ （守秘義務及びメンタルヘルスサポート等について説明した。）

● 10代で裁判員になることについての不安の中に、守秘義務に対する不安もあるのではないかという御指摘が記載された新聞記事があった。秘密を守らなければいけないのはあくまで評議の部分であり、裁判については公開されており、法廷において目で見てわかりやすく、メモを取らなくても理解できるような裁判を実現するのが理想であるし、実際そうなるように努めているところである。法廷には傍聴人もいるし、基本的に何をおっしゃっていただいても構わない。法廷から別室に移って評議で何が話し合われたかというところだけ、後々の裁判員や当事者に迷惑が掛からないようにしていただくというそれだけの、ある意味限られたものであるので、そういう範囲であることを、今後裁判員になられる方に対し丁寧に説明し理解していただくということが大事であると改めて感じた。今日、広報に関して様々な御意見をお伺いしたが、その中でも守秘義務に関し、裁判員の方が何も言えなくてストレスが溜まってしまったということがないよう、きちんと説明していきたいと思う。

## 5 次回テーマ

「豪雨等による水害発生時の対応について」

## 6 次回期日の調整

追って調整（令和5年5月頃を予定）